



ドナー記録はどこへ行ったのか

“The History of Donor Conception Records in Victoria.”

Dr. Fiona Kelly and Dr. Deborah Dempsey



Fiona Kelly
Associate Professor in Law,
La Trobe University

Deborah Dempsey
Associate Professor in Sociology,
Swinburne University of Technology



Q.この調査の目的と方法について教えてください。

2017年のドナー匿名性の遡及的且つ完全廃止の法改正後に、Department of Health and Human Services (DHHS)からドナー記録の調査研究に関する助成金として、Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA)に研究委託がなされた。

クリニックのドナー情報がどのように取得、保管され、利用可能な状態なのかどうか等、これまでの歴史と現状を詳しく調べるために調査が行われた。

当時のクリニックのスタッフ、ドナー、依頼親らに対して、それぞれ1-2時間かけてインタビューを行なった。当時のドクターとドナーのやりとり、同意の取得方法も調べた。当時のドナー記録用紙について調べた。また、当時のドナー募集方法を知るため、図書館で70年代の新聞記事を調べた。

過去のドナーへのインタビューは、メディアに広告を打って募集した。VARTAのニュースレターなどにも掲載してもらった。結果、8人のドナーと6人の依頼親にインタビューを実施した。ドナー8人のうち2人は過去に別のVARTAの調査にも参加したことがある。だから、ドナーへの調査は代表性という意味では、留保が必要だろう。

Q. 難しい点は何でしたか？

かなり昔のことなので、記憶を辿ってもらうのが難しかった。しかし大体は協力的で、なんとか思い出そうとしてくれた。一部には防衛的で敵対的な態度の医療スタッフもいた。当時約束したことが反故にされ、医師への信頼が失墜したと怒っていた。それで、インタビューが難しくなることもあった。また、何人かの依頼親は罪悪感やトラウマを持っているようだった。当時は医師から言われて秘密にしていたが後からそれは良くないことだとわかったので。

しかし、全般的に医療関係者は調査には協力的だったと思う。ただそれは、VARTAの協力があってからだと思う。VARTAには、医療関係者との繋がりが既にあったので。だから、(遡及的開示に対して・あからさまに)怒っていると彼らから言われることはあっても、敵対的ということはなかった。それに、もし協力しなければ、何か隠すようなことがあるのではと思われるのが嫌で、協力するしかなかったのでは？そして



DHHS の助成で行われた調査だったので、権威があったこともある。

Q. この調査によって初めてわかったことは何ですか？

Fiona: 1988 年施行の法改正(※1984 年に成立)で、98 年以降に提供される分のドナーについて非匿名化が決まったが、その時点で、いずれ近い将来、匿名は完全に廃止されるだろうと予測していた医療関係者が複数いたこと。そのような予測のもと、ドナーの登録用紙を変更したり、開示に同意するドナーだけを登録したり、またそれまでのドナーからも再同意を取得していたりと、様々に準備していたこと。それは少し驚きだった。

Deborah: 記録は良い状態で保たれていた。他の国や州などと比べてもビクトリア州の保管状態は良かった。(1988 年以前は)法律がなかったのにきちんと保管され、改ざんされたりした痕跡もなかった。

Q. 1988 年以前のドナー情報でまだ見つからないものがどこかにあると思いますか。

当時の個人病院で行われていた精子提供のドナー情報は欠落している。それらの情報はこの調査でも発見することができなかった。既に逝去している医師もいることなどから、今後も収集は難しいだろう。

Q. 遡及的開示に対するドナーの意見はどのようなものがありましたか。

法律が施行される前に VARTA が過去のドナーにイン

タビュー調査を行なっている(註 2)が、半分近くは同意のもとでの開示に賛成し、あとの半分は匿名性の廃止に反対した。

法律の施行後、VARTA は別の調査を行なった。調査したドナーのうち、約 3 分の 1 弱が面会拒否権を出した。その他の過半数を超えるドナーは、コンタクトに同意した。

この調査で、私たちは 8 人のドナーにインタビューしたが、別の調査では現在 40 人のドナーへのインタビューを進めている。バイアスがあるのは承知だが、最初から匿名ではないことを希望していたものの、当時はそういうオプションがなかったと言っているドナーもいるし、昔と考えが変わって(歳をとって色々経験をして考えが変わった)今は開示してもいいと言っているドナーもいる。子供ができたのなら自分の精子が有効だと証明されたようなものだと喜んでいるドナーもいる。

Q. クリニックの合併・吸収はドナー記録に影響を与えましたか？

ビクトリア州に関しては、それはなかったと思う。ドナー記録の移行はスムーズに行われ、ほとんどが保存されている。Prince Henry 病院は閉鎖したが全ての記録は失われていない。Queen Victoria 病院の場合は、閉鎖され、一部の記録は紛失したが、ごくわずか。

一方、南オーストラリア州では多くの記録が失われていると聞いた。

Q. 過去のドナーへの同意取得は適正に行われたと言えますか？

何人かのドナーは、当時学生だった彼らにとっては、



お金が目的だったと正直に明かした。お金目的だから適正ではなかったというわけではないが。ただ、いくつかの募集広告では研究目的での精子提供を謳っていたのに、実際には不妊カップルに提供されたという事実がある。これは倫理的に問題だ。

Q. この調査の意義を教えてください。

ドナーから生まれた人たちのコミュニティにとっては、大変意義あるものだと思う。当時、何が起こっていて、何故こんなことになっているのかを正確に知ることができるから。そして、当時の妊娠記録が未提出だということもわかった。これは法律に直接関係ないと思われていたものだが、ドナー情報に関係があるということで、改めて提出された。だから新たに記録が辿れる可能性が出てきた。

この調査は、オーストラリア内外の立法に際しての参考にもなる。遡及的な法律は確かに例外的だが、養子法(1984)に先行事例がある。今回と全く同じ経緯を辿った。最初は同意のもとで開示され、その後、全て例外なく開示されることになり、同時に面会拒否権が与えられた。ただ、ドナー情報に関しては養子より抵抗が大きかったと思う。また、養子法の場合は、過去に産みの親は強制的に子供を手放させられたという背景があり、配偶子提供の場合とは、知る権利の文脈も異なっている。また、そのことを後になって政府は正式に謝罪した。カナダでも養子法は知る権利を遡及的に認めたと聞いているが、その過程では、議論が激しく行われ、結果はあくまで本人の同意のもとで開示されることになった。オーストラリアのプライバシーに関する法律は他国より弱い。そうしたことが、今回のような法律ができた背景にはあると思う。他の国ではプライバシー権が邪魔をして同様の法改正は難し

いかかもしれない。

Q. 今後、オーストラリアの他州との格差は問題になりそうでしょうか?

今まさに問題になっていると思う。ビクトリア州には VARTA があるが、他州では DNA テストを使うしかないし、その場合でも何のサポートもない。もちろん VARTA に対する批判もあることは知っているが、概ねポジティブな意見が多いと思う。そして、子どもが情報を得られるかどうかは、問い合わせたクリニックが協力的かどうかにかかっている。National Registry という構想が中央で出てきたこともあるが、各州に統一を強制する権限はなく、全州で統一するのは難しいかもしれない。NSW 州では、遡及的開示はしないと決定され、SA 州では法律改定は否決された。SA 州、WA 州、TAS 州ではレポートが出ているが具体的な変化は生じていない。何れにしてもビクトリア州以外では、遡及的開示に向けた変化は生じていない。

Q. 世界的にドナー情報の非匿名化は進むと思いますか?

Fiona: まだまだ時間がかかると思う。その間に DNA 検査が普及して法律を追い抜いていくと思う。例えば、USA。全く規制がなく、遡及的開示まで程遠い。クリニックレベルでは記録保管がなされているが、政府は全く関与しようとしらない。市場原理が幅を利かせており、匿名性が支配的だと言える。

Deborah: 世界では匿名性が勝っていると思う。依頼者の多くが匿名ドナーを望んでいる状況で、その選好がマーケットにも反映されている。ビクトリア州で今



回のような法律ができたのは、これまで匿名性廃止に向けた長い歴史があるからだと言える。

(2019年11月)
(まとめ 日比野由利)

(註1) Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 が2016年2月23日に公布され、2017年3月1日より施行された。ドナーの情報は過去に遡って全て公開されることになり、匿名性は完全に廃止された。個人情報の開示されるが、ドナーを含めた関係者は contact preference/veto を出すことができ、一切の接触を拒否する権利が与えられた。

(註2) Karin Hammarberg, Louise Johnson, Kate Bourne, Jane Fisher, and Maggie Kirkman. Proposed legislative change mandating retrospective release of identifying information: consultation with donors and Government response. Hum Reprod. 2014 Feb;29(2):286-292.
doi: [10.1093/humrep/det434](https://doi.org/10.1093/humrep/det434)

論文

[Deborah Dempsey](#), [Fiona Kelly](#), Briony Horsfall, Karin Hammarberg, Kate Bourne, Louise Johnson. Applications to statutory donor registers in Victoria, Australia: information sought and expectations of contact. Reproductive Bio Medicine and Society Online
doi: <https://doi.org/10.1016/j.rbms.2019.08.002>

[Fiona Kelly](#), [Deborah Dempsey](#), Jennifer Power, Kate

Bourne, Karin Hammarberg, Louise Johnson. From Stranger to Family or Something in Between: Donor Linking in an Era of Retrospective Access to Anonymous Sperm Donor Records in Victoria, Australia. International Journal of Law, Policy and The Family (2019)
doi: [10.1093/lawfam/ebz011](https://doi.org/10.1093/lawfam/ebz011)

Dr. Fiona Kelly

(La Trobe University)

専門は法学。

研究分野は家族や健康、生殖医療に関する法律問題など。

Dr. Deborah Dempsey

(Swinburne University of Technology)

専門は社会学。

研究分野は家族関係、特に生殖医療による家族形成、ドナーリンクなど。